

仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 のあらまし

平成24年度～平成26年度



目次

第1章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第2章	高齢者を取り巻く現状と課題	2
第3章	基本目標・施策の柱	3
第4章	高齢者保健福祉施策の推進	4
第5章	介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策	8
第6章	介護保険事業の円滑な運営に関する方策	10
第7章	介護保険事業に係る費用の見込み	11

仙台市

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

わが国は、これまで世界のどの国も経験したことがない高齢社会の到来を迎えています。本市においても、高齢化率は全国平均より低いものの、高齢化の進展、特に75歳以上の高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加が着実に進んでいます。

こうした中、本市では、平成21年3月に「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成21年度～23年度）を策定し、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてきました。

この計画では、計画期間3年目の平成23年度に次期計画（平成24年度～26年度）の策定を行うこととしており、今回、高齢者を取り巻く社会情勢の変化や平成24年度から施行される介護保険法等の改正、東日本大震災の経験等を踏まえ、新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本市では、平成23年3月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21世紀半ばに向けて仙台を目指す都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。

さらに、本市では、平成23年11月に、東日本大震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」を策定しました。この「仙台市震災復興計画」は、「仙台市基本計画」とともに、今後の仙台市の市政運営の車の両輪として位置づけられるものです。

「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、「仙台市基本計画」及び「仙台市震災復興計画」を踏まえ、関連する他の本市計画と連携のうえ、高齢者保健福祉を総合的に推進するための計画です。

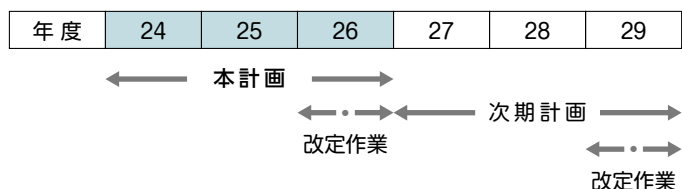
【仙台市基本構想】目指す仙台の都市像



3 計画の期間

この計画の期間は、平成24（2012）年度から平成26（2014）年度までの3年間です。

計画期間3年目の平成26年度中に、次期計画を策定します。



第2章

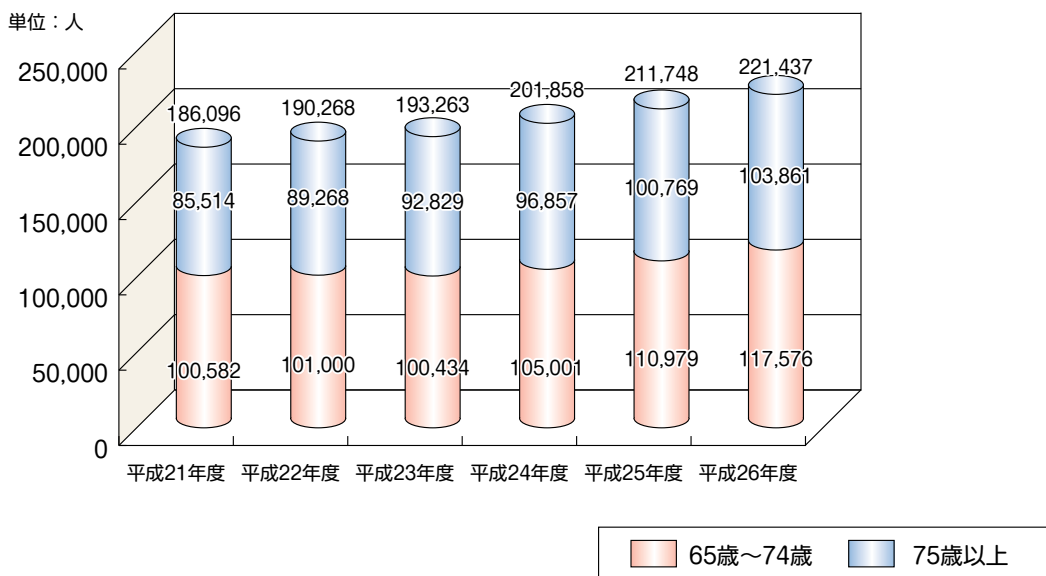
高齢者を取り巻く現状と課題

1 高齢化の一層の進展

本市の65歳以上の方（第1号被保険者）は、平成23年10月1日現在で193,263人（高齢化率18.8%）です。このうち65歳～74歳までの前期高齢者が100,434人、75歳以上の後期高齢者が92,829人となっています。

この計画期間中においては、いわゆる「団塊の世代」（昭和22年～24年生まれ）の方々が65歳に達し始め、高齢者人口が著しく増加することから、平成26年度には221,437人（うち前期高齢者が117,576人、後期高齢者が103,861人）に達すると見込んでいます。

第1号被保険者の推計



2 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

- 1 震災の経験を踏まえた、災害時の対応力強化、安全で安心な暮らしの確保
- 2 高齢社会を活力あるものとするための、生きがいづくり・社会参加の促進
- 3 「健康寿命」を延ばしていくための、幅広い介護予防・健康づくりの促進
- 4 認知症高齢者の増加に対応した、支援体制の充実
- 5 住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けられるための、多様な機関・団体の連携による
支え合い
- 6 要介護高齢者の増加に対応した、介護サービス基盤の整備
- 7 ニーズの多様化に対応した、介護サービスの質の向上

第3章 基本目標・施策の柱

1 基本目標

高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、地域での支え合いにより、安全に安心して暮らすことができる社会の実現

少子高齢化が一層進展する中、高齢社会を活力あるものとするためには、高齢者が生きがいを持って積極的に社会参加をするとともに、心身の健康と尊厳を保ちながら自立した生活を送ることのできる環境づくりが必要です。

さらに、個人の価値観が多様化し人と人とのつながりが希薄化する中、東日本大震災においては、それぞれの地域において地域団体や住民、ボランティアなどによるさまざまな活動が行われ、地域のつながりの重要性が再認識されました。震災におけるこの経験を生かし、地域全体で共に支え合いながら、安全に安心して暮らしていくことができる社会の実現を目指します。

2 施策の柱

第2章で述べた課題を踏まえ、「基本目標」の実現に向け、次の「7つの施策の柱」により、高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。

- 1 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり
- 2 生きがいづくり・社会参加の促進
- 3 “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進
- 4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり
- 5 「地域の支え合い」への支援
- 6 介護サービス基盤の整備
- 7 介護サービスの質の向上

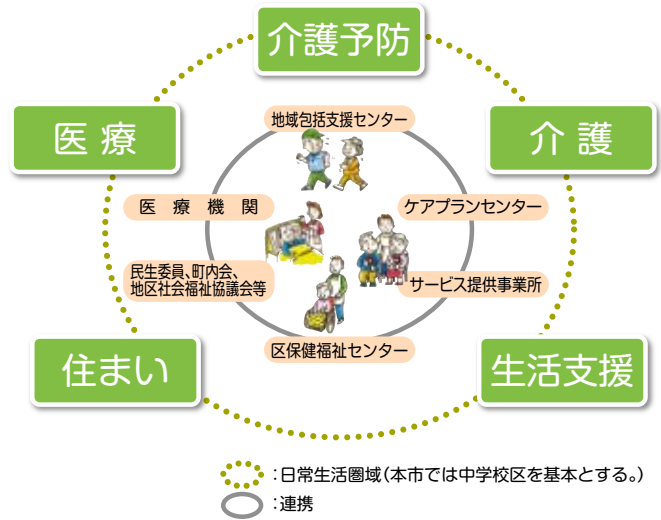
施策展開・サービス実施にあたっての基本的な考え方

地域包括ケアシステムの推進

急速な高齢化の進行に伴い、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加への対応、介護人材の確保等が喫緊の課題となっています。

このような中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

本市においては、地域包括支援センターを中心に据え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの新たなサービスはもとより、医療・介護・住まい等にかかる既存の多様な福祉資源や市の施策との有機的な連携、さらには関係機関・団体とのネットワーク化を図りながら、在宅での生活を包括的に支援していきます。



第4章 高齢者保健福祉施策の推進

1 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に援護が必要な高齢者を地域で支援する仕組みづくり等を推進するとともに、防犯、交通安全、消費者被害防止の推進や生活の基盤である住まいの整備を促進するなど、生涯にわたる安全・安心で快適な暮らしの確保を図ります。

【1】安全・安心な暮らしの確保

住み慣れた地域で安全に安心して暮らすことができるよう、生命や財産における安全・安心の確保に努めます。

施策例 災害時要援護高齢者に係る情報の把握と地域での共有化、老人福祉センター等への災害対応設備の整備、災害時における福祉避難所の開設、応急仮設住宅等を活用した健康づくり・介護予防の推進、交通安全啓発事業の推進、消費者被害に対する相談・支援 など

【2】快適に暮らしていくための環境の整備

地域で安全で快適な生活を送ることができる住まいの整備や街づくりを進めます。

施策例 住宅改造費の助成、サービス付き高齢者向け住宅の整備促進など高齢期にも住み続けられる住まいの整備、「ひとにやさしいまちづくり」の推進、地下鉄東西線の整備や沿線まちづくり等高齢者が暮らしやすい都市構造への転換 など

2 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が、趣味や人とのつながり、地域社会への参加を通して、いきいきと活動的に暮らすことができるとともに、社会を支える一員として生きがいを感じながら活躍することができるよう、さまざまな支援や環境づくりを進めます。

【1】社会参加活動の推進

元気な高齢者が、引き続き健康で自立した、生きがいのある生活を送っていくことができるよう、社会参加活動に関するさまざまな支援を行います。

施策例 ボランティア活動の相談・活動先の紹介、ボランティア団体への支援、老人クラブ活動への助成、シルバー人材センターによる臨時的・短期的な仕事のあっせん、敬老乗車証や豊齢カードの交付 など

【2】多彩な生涯学習の展開

多様な学習機会を提供するとともに、それにより得られた知識や活動を通して得たつながりを、地域活動などにおいて発揮できるための取り組みを進めます。

施策例 豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成、シルバーセンターや老人福祉センターにおける各種講座や趣味の教室の実施、全国健康福祉祭（ねんりんピック）宮城・仙台大会の開催 など

第4章 高齢者保健福祉施策の推進

3 “豊齡力アップ” を目指した介護予防・健康づくりの推進

市民一人ひとりが生きがいを持って活動的に暮らすまちづくりを実現するために、「豊齡力（※）アップ」をスローガンに、これまでの医療・保健・福祉分野との連携に加えて、より多種多様な機関・団体と積極的に連携した幅広い介護予防事業を展開します。

※「豊齡」は、本市における自立したシニア像を示す言葉として、各種事業で活用しています。

【1】市民一人ひとりの“豊齡力アップ”

運動・口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善のための取り組みや、うつをはじめ高齢期に多い心の病気の予防の取り組みなどを推進します。さらに、高齢期になっても、元気でいきいきと暮らし続けられるよう、社会参加や生涯学習、世代間交流などの活動を多種多様な機関・団体と連携しながら支援していきます。

施策例 運動や口腔機能向上に取り組むための機会づくり、食生活の指導や栄養講座の開催、抑うつ状態や閉じこもり傾向にある高齢者への訪問指導、老人福祉センターなど各種施設で実施している運動教室との連携、シルバーセンターや市民センター等で展開している生涯学習との連携、世代間交流事業の実施 など

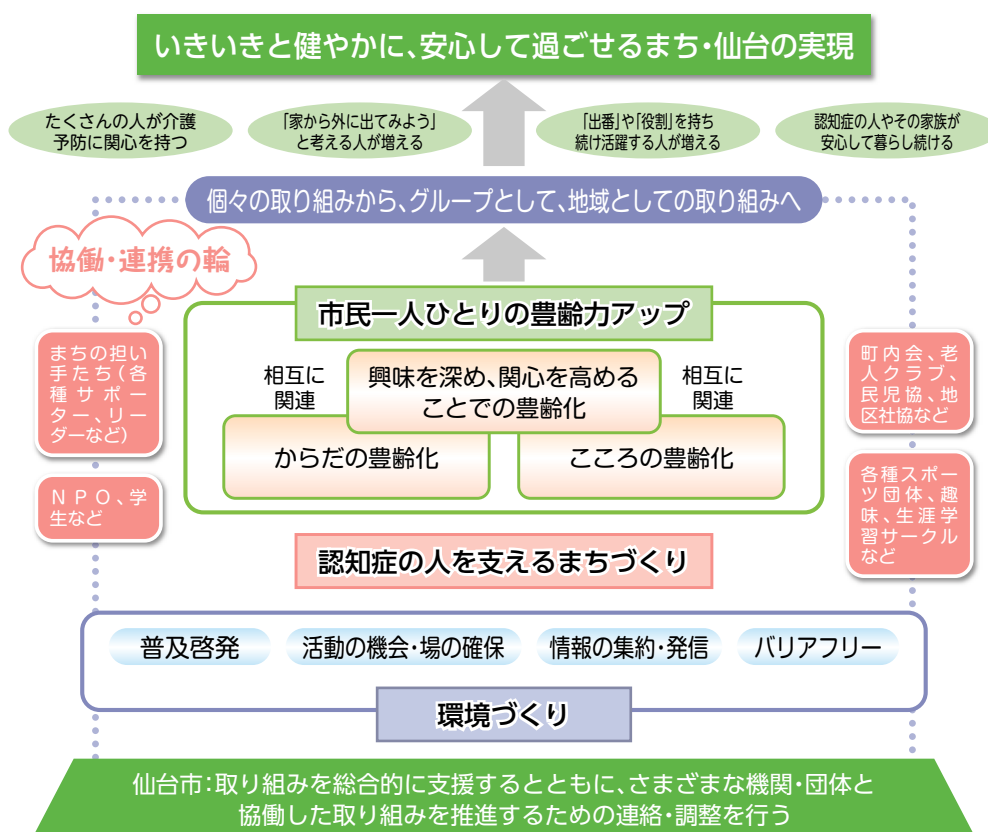
【2】環境づくり

介護予防のさらなる普及啓発や地域で介護予防・健康づくりのための取り組みを推進する担い手の育成、活動の場や機会の確保、誰もが安心して行動できるためのバリアフリーの推進などに取り組み、市民一人ひとりの豊齡力アップの活動を支えます。

施策例 幅広い年代を対象とした介護予防に関するイベントの開催、医療機関やマスメディア等と連携した介護予防のPR、介護予防自主グループ育成・支援、外出支援のための公共空間のバリアフリー化の推進 など

施策展開の方向性と全体像

（仙台市介護予防推進プラン～“目指そう豊齡力アップ”～（平成23年3月から））



4 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

あらゆる世代一人ひとりが認知症について正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて考え行動できる社会を目指し、認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした早期発見、早期対応することのできる環境の整備や地域における支え手の育成など、認知症の人とその家族への支援を充実します。

【1】認知症の人とその家族への支援

認知症の人と家族が、慣れ親しんだ地域で生活を続けていくための支援を行います。

施策例 介護経験者が講師を務める相談会の実施、介護家族同士が自身の経験や悩みについて話し合うことができる交流会の実施 など

【2】支援体制の充実

認知症の人と家族を地域で支えるための人材の育成や認知症介護の質の向上、関係機関の連携の強化を通じて、地域における支援体制の充実を図ります。

施策例 認知症サポーターの養成、認知症介護実践者研修等の実施、医療機関と連携した早期発見・早期対応の取り組み など

5 「地域の支え合い」への支援

高齢者やその家族が、地域の中で孤立することなく、地域との連携や周囲の支え合いのもと、住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、多様な生活支援サービスを充実させるとともに、地域包括支援センターをはじめ、地区社会福祉協議会や老人クラブなど地域の多様な機関・団体による支援の充実を図ります。また、高齢者の尊厳確保のための取り組みを進めます。

【1】在宅生活を支える多様な支援

高齢者が心身の状態にかかわらず、住み慣れた地域・住まいで生活を続けていくことができるよう支援を行います。

施策例 介護や支援の必要な高齢者に対する介護用品や日常生活用具の給付、食の自立支援サービス、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対する生活援助サービス、緊急通報システム機器の貸し出し、在宅生活の継続を支援するための定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスの整備 など

【2】地域の関係機関による支援の充実

高齢者やその家族が孤立することなく、地域のつながりの中で安心して暮らすことのできるよう、地域全体で高齢者やその家族を支えていくための環境づくりを進めます。

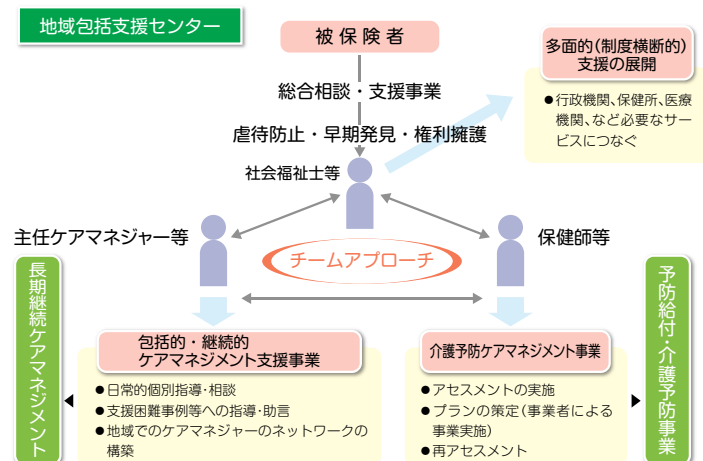
施策例 地域における支え合い活動を行うボランティア団体への支援、民生委員や地区社会福祉協議会、老人クラブ等による見守り活動、地域包括支援センターの機能強化 など

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・福祉・健康・医療など、さまざまな面から支援を行う、地域の高齢者支援の窓口です。

これまで、中学校区を基本に44か所設け、運営してきましたが、平成24年4月より49か所に増設し、サービスの充実を図ります。

地域包括支援センターによる包括的支援事業展開イメージ



第4章 高齢者保健福祉施策の推進

【3】高齢者虐待の防止と権利擁護

高齢者の虐待に対する適切な対応をはじめ、高齢者の権利を守り尊厳の保持を図るための取り組みを行います。

施策例 地域包括支援センターを中心とした地域の関係機関による高齢者虐待防止ネットワークの構築、成年後見制度の適切な利用につなげるための取り組み など

6 介護サービス基盤の整備

介護を必要とする高齢者の多様なニーズに対応できるよう、介護保険サービスをはじめとする保健福祉サービスが必要に応じて適切に提供される環境の整備を進めます。

【1】介護サービス基盤の整備

計画期間（平成24年度～26年度）内の整備量の目標は、次のとおりです。

● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	600人分整備
● 介護老人保健施設	360人分整備
● 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	360人分整備
● 小規模多機能型居宅介護	12事業所整備
● 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム、ケアハウス等）	300人分整備

【2】適切なサービス提供のための仕組みづくり

介護が必要となった場合でも、高齢者と家族が住み慣れた地域で生活を続けていくことができるよう、それぞれに対応したサービスが適切に提供されるための環境整備を行います。

施策例 特別養護老人ホーム優先入所指針の運用、緊急用ショートステイベッドの確保、介護保険施設等に対する指導監査の実施 など

7 介護サービスの質の向上

介護サービスの提供を支える人材の確保・資質の向上を図るとともに、利用者がニーズに応じたサービスを適切に選択できるよう、ケアマネジメント機能の向上や情報提供の充実などを図ります。

【1】利用者への質の高いサービスの提供

介護職員の資質向上や就労意識の醸成を図るための研修を実施し、スキルアップを図るとともに、介護職員の人材確保に向けた取り組みを推進します。また、介護サービス事業者に対する指導監査を行うほか、サービス利用者からの苦情や相談に対して適切な対応を行うための体制を構築します。

施策例 介護職員への研修の実施、介護サービス事業者に対する指導監査等の実施、自立支援型ケアマネジメントの推進、介護事業者におけるキャリアパスの導入状況の把握 など

【2】円滑なサービス利用のための取り組み

利用者が適切にサービス選択できるよう、十分な情報の提供を行います。また、介護保険事業を円滑に運営していくために、介護保険制度について市民にわかりやすく周知します。

施策例 事業者リストの提供、地域包括支援センターや民生委員など身近な関係機関による情報提供、介護保険制度のパンフレットの充実、老人クラブによる広報活動の実施 など

第5章

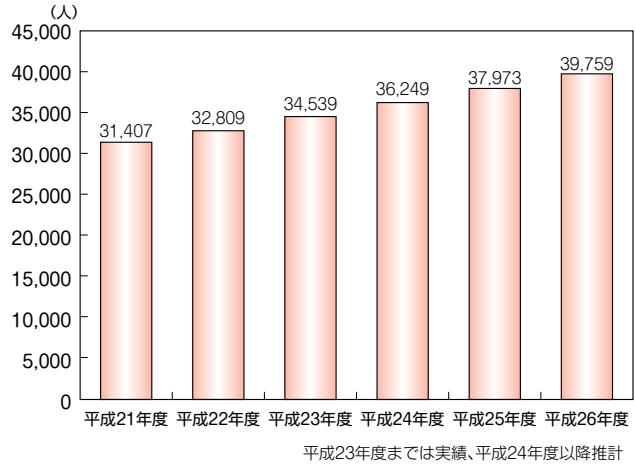
介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策

1 要介護等認定者数の推移

本市の要介護等認定者数（要支援認定者及び要介護認定者の合計数）は、平成23年10月1日現在、34,539人です。

今後の要介護等認定者数の推移について、本計画ではこれまでの出現率の状況、後期高齢者の増加、平成18年度から実施している介護予防事業の効果などを考慮し、計画の最終年度となる平成26年度には39,759人に増加すると見込んでいます。

仙台市の要介護等認定者数の推計



2 介護サービス等の種類ごとの量の見込みとその確保策

第4期事業計画期間（平成21年度～23年度）の給付実績を基本とし、それぞれのサービス種類ごとの、要介護度別の利用状況や利用者数の増減などを分析したうえで、計画期間の各年度における要介護等認定者数の推計値等をもとに、利用量を推計しています。施設整備の状況により利用量が影響を受けるサービス（施設サービス、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護等）については、上記による分析に、今後の整備見込みによる定員数等を勘案して推計しています。

各年度の主な介護サービス（介護予防サービス含む）の種類ごとの量の見込み

	平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス（主なもの）				
訪問介護 (回/年)	1,630,196	1,829,352	1,936,842	2,050,619
訪問看護 (回/年)	119,755	134,130	142,205	150,850
通所介護 (回/年)	810,035	908,645	961,353	1,016,863
短期入所生活介護 (回/年)	333,994	374,741	390,031	410,398
福祉用具貸与 (人/月)	8,150	9,137	9,677	10,252
住宅改修 (件/年)	2,449	2,763	2,919	3,082
居宅介護支援 (人/月)	20,030	22,156	23,151	24,227
(2) 地域密着型サービス（主なもの）				
夜間対応型訪問介護 (人/月)	78	88	93	99
認知症対応型通所介護 (回/年)	62,550	70,158	74,387	78,921
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	190	391	466	541
認知症対応型共同生活介護（グループホーム） (人/月)	1,078	1,224	1,358	1,484
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (人/月)	2,512	3,012	3,192	3,392
介護老人保健施設 (人/月)	2,343	2,555	2,636	2,756
介護療養型医療施設 (人/月)	179	171	165	165

平成22年度は実績、平成24年度以降推計

第5章 介護給付対象サービス等の量の見込みとその確保策

<見込量確保のための基本的な考え方（主なもの）>

- 利用者が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、日常生活圏域を踏まえながら、立地環境、地域バランスを考慮して介護サービス基盤の整備を図ります。
- 多様な社会資源を有効に活用しながら、サービスの供給が図れるよう、サービス事業者の参入促進につながるような情報の公表を進めていきます。
- 地域密着型サービスの事業者の指定にあたっては、サービスの創設の趣旨を踏まえ、認知症高齢者の増加等に対応し、着実なサービス供給を進めるとともに可能な限りサービスの質の確保を図るという観点から、その手続きの公平、公正性を確保しつつ、適切に審査を行っていきます。

3 地域支援事業の量の見込みとその確保策

二次予防事業対象者数については、高齢者人口の伸びや豊齢力チェックリスト実施数の増加等を考慮して見込み、二次予防事業対象者に対する介護予防事業（通所型介護予防事業、介護予防訪問指導事業）については、二次予防事業対象者の増加を考慮して推計しています。

また、その他の事業は、第4期事業計画期間（平成21年度から平成23年度まで）の実績を基本とし、同程度又は計画期間の各年度における被保険者数の推計値（p2参照）等をもとに、推計しています。

各年度の地域支援事業の量の見込み

		平成22年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防事業（主なもの）					
二次予防事業対象者数	(人/年)	1,678	10,004	10,459	10,908
通所型介護予防事業(元応心援教室)	(人/年)	353	1,000	1,046	1,091
介護予防訪問指導事業	(人/年)	25	35	40	45
介護予防教室	(回/年)	802	900	900	900
(2) 包括的支援事業（主なもの）					
地域包括支援センター	(所/年)	44	49	49	49
ケアマネジャー研修	(回/年)	9	9	9	9
(3) 任意事業（主なもの）					
介護給付等適正化事業	(件/年)	53,287	64,355	66,832	69,976
認知症高齢者家族介護支援事業(家族懇談会、相談会)	(回/年)	54	59	64	69
成年後見制度利用支援事業	(件/年)	20	25	30	35
シルバーハウジング生活援助員派遣	(戸/年)	303	303	303	303
介護用品支給事業	(件/年)	2,790	3,156	3,388	3,638
介護相談員派遣事業	(回/年)	463	792	924	1,056
食の自立支援事業	(件/年)	317,227	346,816	353,752	360,827

平成22年度は実績、平成24年度以降推計

<見込量確保のための基本的な考え方（主なもの）>

- 事業の内容や地域の社会資源の状況などに応じて、行政、地域包括支援センター、事業者、ボランティア団体や地域団体などのインフォーマルなサービスの担い手等との連携により、効果的な事業実施を図ります。
- 地域包括支援センターを44か所から49か所に増やし、きめ細かなサービスの提供を行っていきます。

1 市町村特別給付等についての考え方

介護保険法で定められたサービス以外のサービスを加える「市町村特別給付」、居宅サービス等の区分支給限度額を引き上げる「支給限度基準額の上乗せ」及び介護する方の支援や要介護状態となることの予防のための「保健福祉事業」については、その費用をすべて第1号被保険者の保険料で負担する必要があります。本市としては、これまで同様に保険料を押し上げる要因となる市町村特別給付等は実施せず、食の自立支援サービス、介護予防事業等は地域支援事業として、その他の寝具洗濯サービス、訪問理美容サービス等の事業については、介護保険外の保健福祉施策として継続して実施します。

2 低所得者の方々への対応

【1】第1号被保険者の介護保険料の軽減措置

本市では、平成13年度より、生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方について、介護保険料を軽減してきました。第5期においても、「第3段階（基準額の0.65倍）、第4段階（同0.75倍）」の方のうち、一定の条件に該当される方については、「第1段階」・「第2段階」相当の保険料への軽減措置を実施していきます。また、第4期から実施している、所得の低い層における保険料基準額（第6段階、同1.0倍）より低い割合（第5段階、同0.85倍）の設定を継続します。

【2】利用者負担の軽減措置

利用者負担の軽減といった低所得者の方への対策については、全国統一的な国の制度として、高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置があります。

3 保険料段階の設定

第5期計画においては、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料段階の設定となるよう、第4期計画における第3段階、第8段階及び第9段階をそれぞれ2つに細分化し、全体で12段階の設定を採用することとします。第5期の保険料段階ごとの対象者と保険料額は14ページのとおりです。

4 保険給付費の適正化

第2期宮城県介護給付適正化取組方針（平成23年度～平成26年度）を踏まえ、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアマネジメント等の適切化」、「事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化」に重点的に取り組み、保険給付費の適正化を図り、利用者に対する適切な介護サービスの確保、不適切な給付の削減を図ることにより、制度の信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するよう努めます。

5 介護療養病床の転換への対応

国の医療制度改革により、介護療養型医療施設（介護療養病床）は平成23年度末をもって廃止されることとなっていました。転換が進んでいない現状にあることから、平成29年度末までの6年間、転換期限を延長することとなりました。今後も当該施設の動向等を注視するとともに、円滑な転換を図るための必要な支援に努めます。

6 その他介護保険事業を円滑に実施するための方策

本市では、サービス提供を支える介護人材の確保・資質の向上はもとより、利用者のサービス選択のための情報提供の充実、サービスの質の確保・向上、きめ細かな制度の周知・啓発など、介護保険事業を円滑に実施するための様々な施策の継続と充実に努めます。

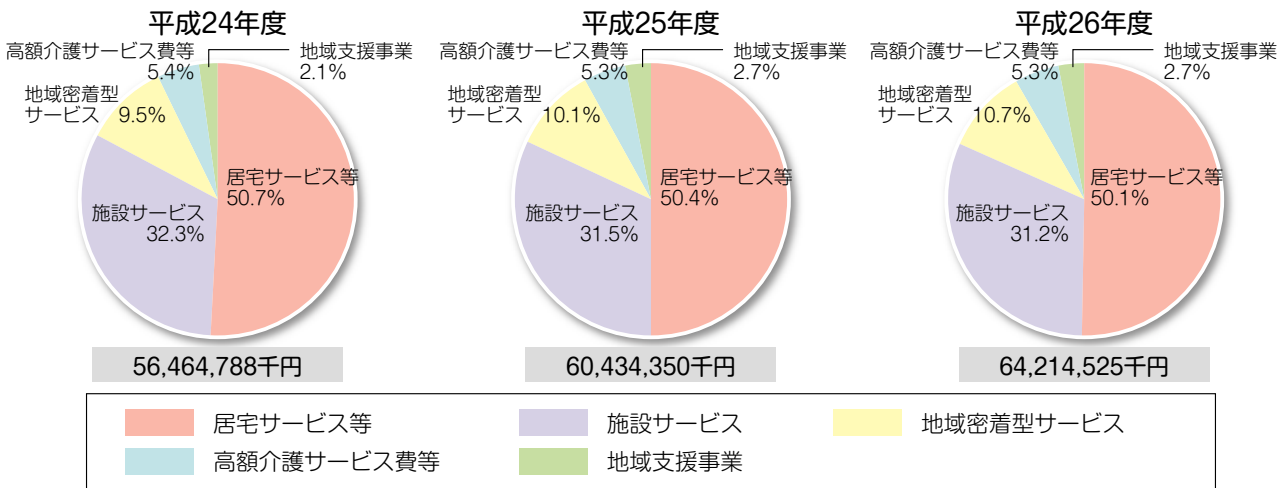
第7章

介護保険事業に係る費用の見込み

1 事業計画期間の費用の見込み

第5期事業計画期間（平成24年度～平成26年度）における介護サービス見込量をもとに、介護報酬の改定も見込んだうえで、保険料算定の基礎となる介護保険事業に要する費用の合計額を次の表のとおり算出しました。この費用は、第4期事業計画期間（平成21年度～平成23年度）における費用（計画値）と比較すると、21.6%の増加となります。

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険給付費	居宅サービス等	28,629,525千円	30,422,954千円	32,178,271千円	91,230,750千円
	施設サービス	18,231,440千円	19,024,855千円	20,031,221千円	57,287,516千円
	地域密着型サービス	5,368,787千円	6,118,247千円	6,844,220千円	18,331,254千円
	高額介護サービス費等	3,030,667千円	3,208,677千円	3,397,377千円	9,636,721千円
	小計	55,260,419千円	58,774,733千円	62,451,089千円	176,486,241千円
地域支援事業	1,204,369千円	1,659,617千円	1,763,436千円	4,627,422千円	
合計	56,464,788千円	60,434,350千円	64,214,525千円	181,113,663千円	

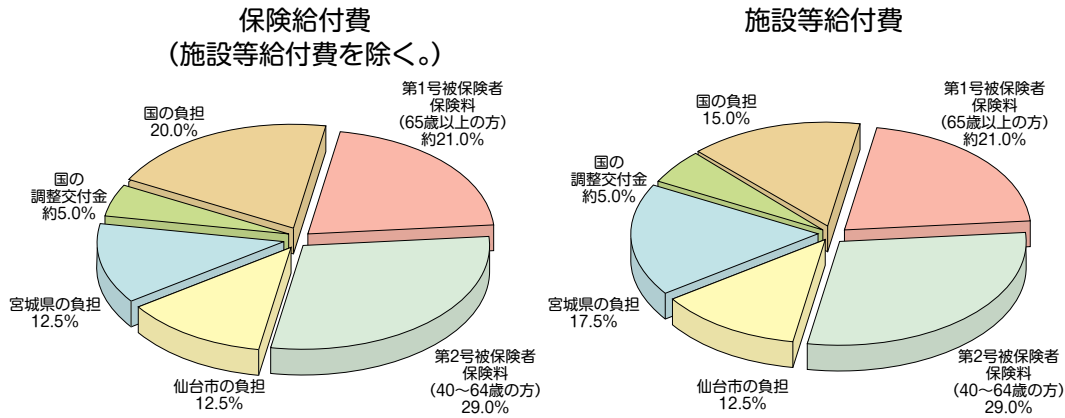


- ※ 1 「居宅サービス等」の費用は次に掲げる費用の合計額です。
 - ・居宅サービス（9種類）（介護予防サービスを含みます）
 - ・特定施設入居者生活介護（介護予防サービスを含みます。地域密着型特定施設入居者生活介護を含めて算出しています。）
 - ・居宅介護支援、介護予防支援、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給
- ※ 2 「施設サービス」の費用は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の合計額です。（介護老人福祉施設に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含めて算出しています。）
- ※ 3 「地域密着型サービス」の費用は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービスの合計額です。（介護予防サービスを含みます）
- ※ 4 「高額介護サービス費等」の費用は高額介護（予防）サービス費、高額医療合算介護（予防）サービス費、特定入所者介護（予防）サービス費、県国保連への審査支払手数料の合計額です。
- ※ 5 「地域支援事業」の費用は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の合計額です。

2 介護保険の財源構成

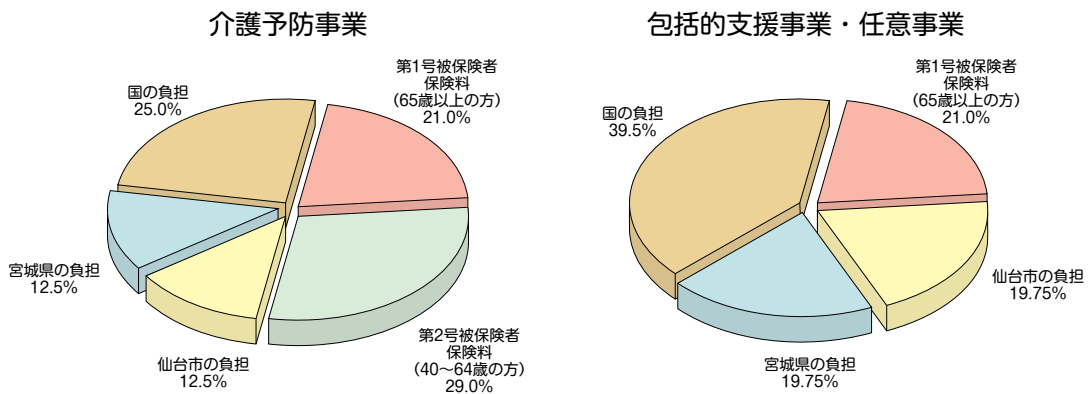
① 保険給付

介護保険の保険給付に要する費用は、公費と保険料でそれぞれ2分の1ずつ負担する仕組みとなっています。



② 地域支援事業

地域支援事業に係る財源は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業とで異なり、それぞれの財源構成は次のとおりとなっています。



3 事業計画期間における第1号被保険者の保険料について

【1】 保険給付費から算出した保険料額

第5期事業計画期間（平成24年度～平成26年度）のサービス見込量等をもとに、保険料の基準額（月額換算）を算出すると5,327円となり、第4期保険料との比較では約22.0%の増となります。この要因は、大きく分けて高齢化の進展等に伴う要介護認定者数の増加によるサービス利用量の増加と、介護報酬のプラス改定による増加によるものです。

【2】 財政安定化基金取崩による交付額の活用

保険者である市町村の介護保険財政が不足した際に、保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸与するため国、都道府県、市町村で3分の1ずつ拠出し、都道府県が設置する基金が財政安定化基金（以下「安定化基金」という。）です。保険料上昇の抑制を図るため、宮城県から安定化基金の余裕分として取崩した額のうち、本市拠出分が交付されます。これにより、【1】で算出した保険料の上昇を軽減します。

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

【3】介護保険事業財政調整基金の活用

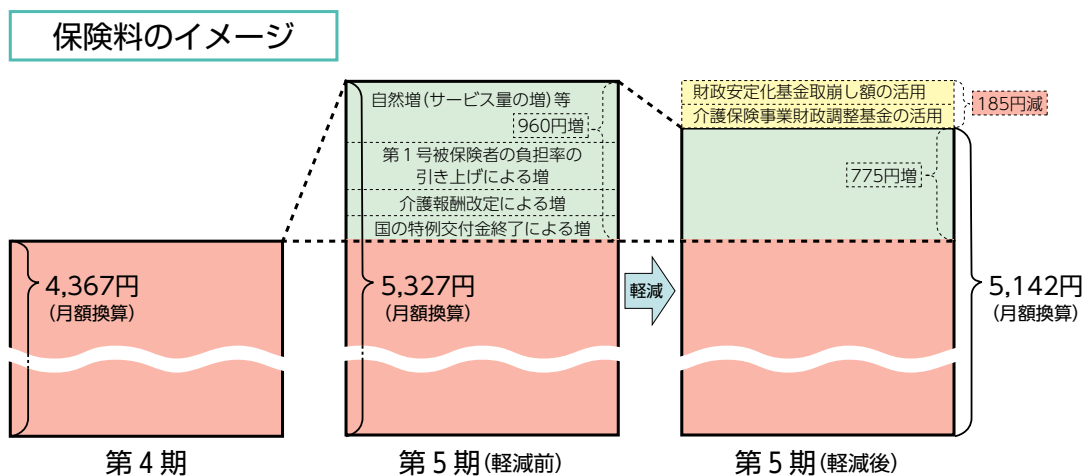
介護保険料は3年の計画期間内を通じて算定し、単年度の収支結果により剰余が生じたものを積み立て、保険給付が見込みを上回った場合に給付費に充当する仕組みとなっています。そうした剰余分を積み立てている基金が財政調整基金（以下「調整基金」という。）です。

第5期の保険料設定にあたり、この調整基金残高のほぼ全額を充当し、【2】よりもさらに保険料の上昇を軽減します。

【4】第5期の保険料額

以上により、第5期の保険料の基準額(月額換算)は、【1】で算出した保険料から約3.5%引き下げ、5,142円となりました。これにより、第4期の保険料との比較では、775円、約17.7%の増加となります。

なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、所得や世帯の状況に応じて異なります。(次ページ参照)



保険料増額の主な要因

- 高齢者数の増加
- 要介護等認定者数、サービス利用者数の増加
- 居宅サービス利用者の1人あたりサービス利用量の増加
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等)などの基盤整備の充実
- 介護報酬の改定、介護職員処遇改善交付金の終了
- 65歳以上の方(第1号被保険者)の負担率の引き上げ
- 介護保険料の上昇を軽減するための国の特例交付金(介護従事者処遇改善臨時特例交付金)の終了

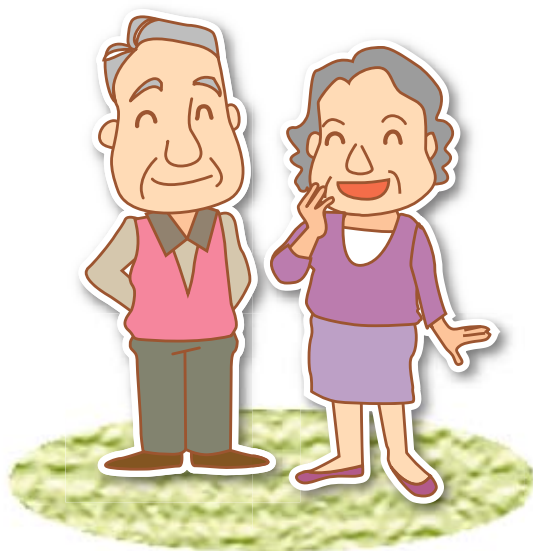
高齢者数の増加等により、要介護等認定者数、サービス利用者数が増えているのに加えて、サービス基盤の充実とともに、居宅サービス利用者1人あたりのサービス利用量が増加していることから、保険給付の伸びが続いています。

第7章 介護保険事業に係る費用の見込み

平成24年度～26年度の本市の第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料額

区分	所得段階	対象となる方	基準額に対する割合	保険料 (月額換算)	
基準額より軽減される方	1	生活保護を受けている方	0.50	30,800円 (2,571円)	
		世帯員全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で	0.50	30,800円 (2,571円)	
	3				本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)
	4				本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)
5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税の方がある場合)で	0.85	52,400円 (4,371円)		
6				本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	
基準額より増額される方	7	本人が市町村民税課税で	1.10	67,800円 (5,656円)	
	8				本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方
	9				本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方
	10				本人の前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方
	11				本人の前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方
	12				本人の前年の合計所得金額が700万円以上の方

※ 実際に1回の納期で納めていただく保険料額は、納付回数異なる(特別徴収は6回、普通徴収は10回)こと等のため、上記の金額とは異なります。



仙台市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画のあらまし

平成24年3月

発行： 仙台市健康福祉局保険高齢部
〒980-8671 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

高齢企画課

TEL 022-214-8167 / FAX 022-214-8191
E-mail: fuk005130@city.sendai.jp

介護保険課

TEL 022-214-8246 / FAX 022-214-4443
E-mail: fuk005170@city.sendai.jp